

平成24年第9回(10月)大玉村議会臨時会会議録

第1日 平成24年10月26日(金曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

|             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 鈴木 康 広   | 2番 押 山 義 則  | 3番 武 田 悦 子 |
| 4番 菊 地 利 勝  | 5番 鈴 木 宇 一  | 6番 佐々木市夫   |
| 7番 佐 藤 誠 一  | 8番 遠 藤 文 一  | 9番 佐原吉太郎   |
| 10番 須 藤 軍 蔵 | 11番 遠 藤 義 夫 | 12番 佐 藤 悟  |

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた職員。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 村 長 浅 和 定 次    | 副 村 長 遠 藤 武     |
| 教 育 長 押 山 利 一  | 総 務 課 長 遠 藤 勇 雄 |
| 企画財政課長 武 田 正 男 | 住民生活課長 武 田 孝 一  |

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・採決

議案第69号 平成24年度大玉村一般会計補正予算について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 後藤和吉、書記 渡辺佳織、後藤芳一、国分郁雄

## 会 議 の 経 過

- 議長（佐藤 悟） 皆さん、こんにちは。

平成24年第9回10月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第9回大玉村議会臨時会を開会いたします。

なお、総務課長遠藤勇雄君より、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。（午後1時30分）

- 議長（佐藤 悟） これより本日の会議を開きます。

- 議長（佐藤 悟） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

- 議長（佐藤 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番鈴木康広君、2番押山義則君を指名いたします。

- 議長（佐藤 悟） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番。

- 議会運営委員長（佐々木市夫） こんにちは。

本臨時会の会期日程等について、去る10月22日、午前10時より保健センター2階会議室におきまして議会運営委員会を開催し審査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、更に当局から総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたしました。

本臨時会に提出されます事件は、村長提出の議案1件で、その内容は、補正予算1件であります。

よって、会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。なお、審議日程につきましては、本日10月26日 本会議、議案の上程、提案理由の説明、議案審議という日程で行います。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、なにとぞご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告といたします。よろしくお願いします。

- 議長（佐藤 悟） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長の報告とおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、議会運営委員会委員長報告のとおり決しました。

- 議長（佐藤 悟） 日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

- 議長（佐藤 悟） 日程第４、議案第６９号を上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

- 議会事務局職員（国分郁雄） 別紙議案書により朗読。

- 議長（佐藤 悟） 事務局職員の朗読が終わりました。

- 議長（佐藤 悟） 日程第５、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

- 村長（浅和定次） ご苦労様でございます。

本日、第９回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

本臨時会における提出議案は、補正予算案１件であります。

それでは、議案第６９号、平成２４年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。１ページをお開き願います。今回の補正は、東日本大震災・福島第一原発事故に起因する放射性物質の低減化を図るため実施している一般住宅等除染作業業務等について、迅速な線量低減化を行い、村民の健康と不安解消を図るための予算編成をしたものであります。その結果、既定の予算に１４億４０４万９,０００円を追加し、予算の総額を７７億４,７３４万４,０００円とするものであります。

それでは、その内容について、歳出より説明を申し上げます。

８ページをお開きになっていただきたいと存じます。総務費の災害対策費は、線量低減化のための事業費、１４億４０４万９,０００円の計上であります。事業費２３０万円は、土嚢袋や耐候性防水シートなどの消耗品、特殊車両等の修繕に要する費用の計上であります。役務費は、東京都から寄贈された軽トラックの車検に係る自賠責保険料等２万７,０００円の計上であります。委託料は、一般住宅等の除染作業委託料１４億円と業務委託料８５万５,０００円の補正計上であります。使用料及び賃借料は、重機借上料４６万円、備品購入費２０万円、除染作業用草刈機、チェーンソー等の購入費用であり、公課費７,０００円は、車検に伴う自動車重量税の計上であります。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。６ページをお開きになっていただきます。

県支出金の災害対策補助金は、歳出予算に計上した線量低減化事業に係る補助金１４億４０４万９,０００円の計上であります。

以上、一般会計補正予算について、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（佐藤 悟） 以上で提案理由の説明が終わりました。
- 議長（佐藤 悟） 日程第 6、議案第 69 号「平成 24 年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。  
質疑を許します。7 番。
- 7 番（佐藤誠一） 一般会計歳入歳出予算事項別明細書の中で、15 なんですけども、県支出金からの 14 億なにがしの金だということでございますけれども、これらについては国からの配分があると思うんですけども、これらの担保にするそれだけの理由があるのかなのか、今、政局混迷しておりますので、国政の政局が混迷しておりますので、その辺心配です。再度お尋ねするところであります。  
また、この各部署によって、このような 14 億円もの金の支払いというのは、この課にとっては非常に膨大なお金だと思うんですけども、この請負金額の支払い方法はどうなっているのか、今までこれ終わったところも含めて今後どうなっているのか、それ前金とかあるのか、あと中間で金が不足したときはどういった処理をするのか、そういった点も含めてお尋ねしたいと思います。
- また、3 番目としては、今、線量の高い地域からやっているというふうに伺っておりますけれども、その今のやっているその線量ね、部分、1メートル若しくは 10センチ、地上から 10センチ、更には雨戸の縦樋とか、土側溝とかいろいろあると思いますけれども、それらの平均の今線量は村でいったいどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） 7 番議員さんにお答えいたします。  
まず、歳入関係で根拠はあるのかというか、歳入、本当に大丈夫なのかという心配のご質問だと思います。これにつきましては、県、国からのお金が県に造成されておまして、既に 4 月 2 日付で 9 億 5,452 万 1,625 円の第 1 回目の申請をしておまして、9 億 5,452 万 1,625 円の同額の決定を既に第 1 回目受けております。4 月 2 日付の申請です。それでこれが第 1 回目の申請であります。2 回目の申請については、期日多少さかのぼるんですけども、7 月予定しておまして、予定しておりますというのは、これ今後の契約の見通しであるとか、そういう書類等々をつけて 11 億 5,500 万円余の第 2 回目の申請をする予定になっております。つまり、既に 9 億 5,400 万円については、決定になっておりますし、第 2 回目についてもまもなく決定になるということで、決定になれば県のほうは概算払い請求等々に応じて速やかにお金を市町村に交付すると、こういうふうは格好になっております。現在、既に第 1 回目の申請に基づいて前金払い等に対する支出を行っておりますから、既に 1 億 5,340 万円の請求を行い、同額が既に入金になってございます。それから、非常に契約件数も金額も大きいわけで、それを業者に対する支払のことだと思いますけれども、大丈夫かというご質問ですが、先ほども触れましたが、財務規則に基づきまして、業者の請求に基づいて 4 割の前金払いを行うと。それから場合によっては、

出来高に応じて、出来高に応じた完了検査の申し出があれば、部分払いも行うというふうになっておりますので、業者の資金繰り等についても十分配慮して支払いは行っていきたいというふうに思います。

それから、線量が高いところから実際には今回の除染は進めているわけですが、現在の平均はというお話でございますが、定点では新聞に毎日出ているとおりですけれども、新聞以外のところを併せると0.15から0.48、0.5になるところもありますけれども、そういったところで推移しているというのが大玉村の放射線量の原状でございます。

- 議長（佐藤 悟） ほかにございませんか。7番。
- 7番（佐藤誠一） 先日、我々に今作業している、除染作業をしている請負業者の名簿、これ上がってきておりまして、私、今確認したところ、23社ほど村内に入って大玉11区、12区、13区近辺やっておりますけれども、分からない会社もありますし、村内に在住するこの企業は、何割ほど占めているのか伺いたいと思うし、村内以外から来ている会社として二本松、本宮を含めてその市別にどのくらいあるのかお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

- 住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えいたします。

現在までこの住宅除染に関しては、31件の工区で発注を行っておりますが、すべて村内にある事業者ということで、村外の事業者は受注しておりません。

- 議長（佐藤 悟） 7番。
- 7番（佐藤誠一） それでは、再度伺いますけれども、私、もらった資料ですので、会社名あげますけれども、この遊佐建業というのは、これどこに住所を置くのか。あと、桜ホームですね、これはたぶんきへんに、桜ホーム、これどこなのか。リベルトラックというのはどこに住所を置くのか。

あとはシルバー等も含めてですけども、これミタテ土建ですか、サンジュウ土建ですか、これらの住所はどこにあるのか、お願いしたいと思います。

- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えします。

遊佐建設は大山高屋敷ですね。それから桜ホームは玉井間黒、リベルトラインは玉井字前原、ミタテさんはちょっと薄黒内、玉井字薄黒内というところでございます。

- 議長（佐藤 悟） ほかにございませんか。8番。
- 8番（遠藤文一） 今、歳入についての説明がございました。どうも理解できないものですから、もう1回伺いたいと思いますが、現在、赤字国債発行法案などというやつが通るか通らないかというような状況の中であります。ですから、それが通ると通らないとかかわらず、間違いなく県補助金が入るということでの提案だと思いますが、それをもう1回確認したいと思います。

それから、数字的に第1回の交付金申請、9億5,000いくらか、2回目、11億とのようでございますが、総務費の県補助金、これすべてかどうか分からないんで

すが、トータルで32億円というふうになってますが、その中に占める除染対策事業交付金、これはどういうふうになっているのか、要するに1回目が9億申請したと。2回目11億ですよという、その総務費すべてが32億、その中でこれだけだよということなのか、その辺をもう1回伺いたいと思います。

それから、先日全員協議会で、その2回目の交付申請をするということだったので、今度2回目、11億いくら請求するとか、したとかということでございますが、今回の14億の県の補助金については、この2回目の申請に基づいて交付されるのか、あるいはもう第1回目の関係でもう既に交付されるというふうになっているのか、交付されるというその確たる状況についてまず説明いただきたいと思います。

今、村長提案理由の説明で、住宅の除染ということでございましたので、14億の委託料すべてが住宅の除染というふうに理解していいのかなというふうに思いますが、もちろんその20メートル周辺の、距離20メートル範囲内の除染も含めてだろうというふうに思いますが、実施されるその地区、そして戸数等々についても伺いたいと思います。

それから、10月3日に入札執行された大玉村除染事業市町村発注者支援業務委託、これ内容については分かりませんが、この文言だけを見れば各市町村で大変であろうから支援しますということ、だからどうぞ委託してくださいというような事業なのかなというふうに理解したところでございますが、大玉村でこのように委託しなければやれないような状況なのか、あるいはこういう要するに外郭団体があって、10分の10なんだから、じゃ、委託しましょうというだけの話なのか、その辺をきちっとお聞かせいただきたいと思います。以上お願いします。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 8番さんにお答えいたします。

まず、赤字、今回の特例法案の関係は全くございませんで、既に県に基金としてあるものを使うということでございますから、その点の懸念はないというふうに考えております。

間違いなく入るのかということではありますが、入らないでは困るわけで、県とも打ち合わせをしながら進めております。先週も今後のこれまでの変更の問題、それからこれからの申請の関係、そして概算払い請求の関係等々詰めながら進めているということでご理解を賜りたいと思います。

それから、金額の問題の整合性でございます。14億の内訳にも関することですけども、今回の補正予算につきましては、当然今までの発注金額は現行予算の枠内でやっているわけなんですけれども、変更等を踏まえた補正になっております。第1期分の申請につきましては、住宅11区、12区、15区、これが第1期分の住宅除染、それから公共施設分、それから道路分、等々を含めて8億7,100万ほどがこの予算に計上されているわけなんですけれども、これらを今現在、精査しているところですが、第1回分のこの区域含めた事業費が想定で12億3,000万ほどになっていくという想定で、今後2億8,000万円の不足が生ずるところから、今回の14

億円の補正の中には、これらの変更分も含まれております。

それと、第２期分の申請、先ほど申し上げた申請に絡む部分で、今回は１３区、１５区、１区という部分の除染、それから仮置き場の管理経費、そういったものも含めて第２期分として約１１億２,０００万円、第１期分の変更増になる部分の２億８,０００万円と合わせて１４億というふうにご理解いただければと思います。

それで、今回の新たな第２期分の申請にかかるこの１４億でどれだけの補正やるんだということですが、既に発注になっている部分もありますが、今回の補正絡みで申し上げますと、１３区、１３２戸については既に発注しておりますけれども、予算的には裏付けとしては今回の補正に計上されています。同じく１３区の残りが８５戸、１５区が８９戸、それから１区が８８戸、今後の発注件数については２６２戸ということになります。前に１３区の１３２戸と合わせて第２期分の申請分全体では３９４戸というのが今回の補正に絡む予定の除染戸数というふうになっております。

それから、発注者支援委託の関係でございますが、必要があるのかと、なくちゃならないのかと、当然必要があってお頼みしております。非常にやっぱり発注件数も増えまして、先ほど申し上げましたように既に３１件、現場管理を要します。そういう状況下で１枚１枚写真も膨大です。それから、現場も様々な問題を抱えていて、とても現行の職員だけでは追いつかないということがあって、１級建築士の有資格者を派遣していただきまして、今、施工監理、それから現場管理ですね、それから完了関係の検査等々をやっているというふうになっております。

以上申し上げます。

- 議長（佐藤 悟） ほかにございませんか。２番。
- ２番（押山義則） 今回の補正で災害対策費が既に４１億５,０００万円ということになっているんですが、村の除染会議の中で大体の総額の目標が大体６５億ぐらいだと、そういう説明で記憶していたんですが、今後の見通し、これだけになってトータル的に、最終的に大体いくら予定しているのか、その点１点。

それから、この災害対策、４１億５,４９０万円、これの内訳、おおよそでよろしいんで、分かりましたらお伺いしたいと思います。

それから既に住宅、今回４００戸やるわけですが、トータルで何戸になったのか、それで何パーセント、これで済んだことになるのか、あと残りいくらやる予定なのか、その辺をまずお伺いします。

- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） ちょっとあの４１億５,０００万の資料、全部持ってないので、後ほどでお許しいただきたい。

まず、トータルの件数ですが、住宅除染に関しましては８８３戸、今回の予算までで措置できるということでございまして、それはあくまでも世帯数ですね、でとらえていただければと思います。発注率からいえば３５％程度というふうを考えます。２,５００程度というふうに想定されますので、そのような発注状況になると思います。

それから、今後の見通しも含めて全部やればどのくらいになるのかということでありまけれども、今までの例からいうと、非常に農家敷地が広いということもあって、1戸当たりの単価が200万円程度かかっております。単純に2,500世帯に200万円をかければ50億というような金額になってくるというふうに考えます。

発注済は、現在までの発注済件数は、先ほど883戸のうち621戸が既に発注されておりまして、完了戸数については全部ほんとに完了検査も終了したものについては129戸、これが9月末現在です。以上です。

- 議長（佐藤 悟） ほかにございませんか。2番。
- 2番（押山義則） 1件だけ、トータルで災害対策費全体でいくらととらえているのか、その点。
- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） 除染対策計画、これでは100億近かったかと思えますけれども、今後やはり森林の除染とかなんか固まらない部分もあって、トータルはまだはっきりはしないと思うんですね。ただ、住宅除染に関してはやはり50億を超えるだろうと。これからどこまで仮置き場に、中間貯蔵施設に持っていくものであるとか、そういったことも含めれば、まだ除染計画の段階では推計してなかった費用等についても今後計上していかなるを得ないのではないかというふうに思います。
- 議長（佐藤 悟） 8番。
- 8番（遠藤文一） 先ほど伺ったところなんです、24年度大玉村除染事業市町村発注者支援事業委託、これは随契のようでございますが、発注するとすれば一般財団法人福島市町村支援機構以外に発注も可能なかどうか。これに対するこういうことをすればこれだけの補助を出しますよというような、そういう補助事業なのか、それについて伺いたいと思います。
- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） まず、8番さんにお答えします。

発注者支援の関係でございますが、これは市町村支援機構、建設技術センターですね、昔の。まずほかに出すところはないと思います。そもそも除染そのものが、昨年から始まってノウハウを持っているところはないと。やはりそういう点では県と我々も一緒なんですけども、支援機構も一緒なんです、今までかなり技術センターのほうも、支援機構のほうも県と一緒にやって様々なケースで事前の準備作業もしてきたと。そういうこともあって、今現在発注し得るところは、支援機構以外にないということで、支援機構自身が市町村支援のためにやりますよというようなことになって、現場、何をやるかとなると、結局は従来のノウハウをもって施工監理ですよね。そういう点で作業自体は放射線除染ということで特殊かもしれませんが、契約書、あるいは様々な必要な書類ですね、そういった点では技術支援センターの専門職員のは確かであるというようなことで、私らとしては適任だというふうに考えてます。

- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） 8番さんにお答えします。

この分野の費用についても、除染対策交付金、この中に組み入れることができると、まあ、事務費の１つということでございます。

- 議長（佐藤 悟） 質疑ございませんか。９番。
- ９番（佐原吉太郎） １１区、１２区ですか、１６区ですか、そういう中で今までなされてきて、いろんなトラブルがあったように聞いたので、この間課長にも協議会の中でちょっとお伺いいたしましたが、やはり今後これだけの大きな予算の中で、緊急慣れない業者がやはり家庭に入っているようなトラブルがあるやに聞いています。そういう中でやはりマニュアルといいますか、徹底したやはりお客さんとのきちとした対応といいますか、これをやらないと、ただ参加していて、そのトラブルをそのままやってもらおうほうの側にしてみたらね、やはりいいたいことがあった。しかし、なんか訳分らないうちに、我が思ったことできない、またやることないことをやったり、そういう、それから物に傷つけたり、そういうトラブルがかなりあったように聞いています。そういう中で今後、進める中においてやはり行政としてなかなか監視も大変だと思うが、やはりそういうきちとしたこれから業者に対しての厳しいお客さんに対しての、やはりお金もらうほうだからね、これ当然ながら。それは枠内はあるでしょうが、そのきちと基準、基準以上のものはやりようないんだし、そういうもののやはりきちとした業者に対しての説明といいますか、やはり今後進める中でそういうのは大事だろうと、コミュニケーションを図っていきながらね、スムーズにやはり放射線を除去するためにも、そういったそのきちとした業者に対してやはり常日頃監視といいますか、どういうことがあるかということね、今までのそういうことがあったということは間違いないようでありますから、そういうものを踏まえながら、ひとつどのように今後そういうものをスムーズに事業を進める中でもひとつその辺も含めて対応というか、取り組む姿勢をひとつお聞きしたいと思います。
- 議長（佐藤 悟） 住民生活課長。
- 住民生活課長（武田孝一） ９番さんにお答えいたします。

特別委員会の際にも説明させていただきましたけれども、トラブルは発生しております。細かいいろんなミスマッチといいますか、事業者と除染作業委託した住民との間で食い違いがございます。そういったことについては、大きなトラブルに関しては再度その地区での聴聞会といいますか、双方からどういう問題なのか、業者も含めて集まっていたいて、そこで調整を図って納得していただきながら新たなステップに進んできているということでございます。今後の業者指導につきましては、当然業者の方々については、住民が出した除染の希望メニュー、これを確認しながら、打ち合わせを密にして実施していくということを今現在徹底していると同時に、もちろん行政のサイドとしても着手前に十分にどこまでやれるのか、そういったことについて説明を申し上げていると。ただ、除染の依頼書ですね、これになかったものがやはり途中で出てくるということがあります。そういうものについては、業者を通じて我々のほうに話がくるようになってまして、本当は、今までですと屋根はやってもらうことはないというような最初に、申し込みが突然途中から屋根もとかという、そうい

うことがありますよね。それからやるといったのがやらないという、そういうこともあります。そういう調整の中で業者と住民の方だけじゃなくて、我々も入ってそういう確認作業をしながら、できるだけ大きなトラブルにならないように調整をしているところです。こういう微妙な調整というのは、毎日起きてまして、毎日現場に職員が行って業者と住民の間に入って調整をするというような作業しながら円滑に除染が進むように努めているところでございます。今後も一層業者指導についても徹底してトラブルのないように万全を期していきたいと、このように考えております。

- 議長（佐藤 悟） 次、ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤 悟） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤 悟） 以上で今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、平成24年第9回大玉村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。（午後2時06分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日

大玉村議会議長

大玉村議会議員

大玉村議会議員